地域プランナー設置要綱

（目的）

第１条　山梨県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）は、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和４年４月１日付け３農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）の農山漁村発イノベーション山梨県サポート事業に係る規定及び本要綱の定めるところにより、農山漁村発イノベーションに取り組む事業者等の経営改善の取組をサポートするため、地域プランナーを設置する。

（業務内容）

第２条　地域プランナーは、地域委員会が選定した支援対象者の農山漁村発イノベーションの取組をサポートするため、農山漁村発イノベーション山梨県サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の依頼に基づき、以下の業務を行うものとする。

（１）　「経営改善戦略」の作成及び実行の支援

（２）　上記戦略の作成に基づく、総合化事業計画等の実現に向けた課題解決に対する支援

（３）　その他、経営改善に対し、必要と思われる助言、支援等

（担うべき役割）

第３条　地域プランナーは、自らが持つ人脈、ネットワーク及び専門分野の知識、知見、技術等を活かし、第２条に定める業務を遂行することで、支援対象者の「経営改善戦略」の作成及び実行を支援する。

（選定）

第４条 地域プランナーの登録は、サポートセンターにおける過去の実績等（６次産業化サポートセンターの過去の実績）から、今年度の方針に合致する者については、地域プランナーへの応募を打診する。また、中央会のホームページにおいて公募を行う。

２　地域プランナーの登録を希望する者は、プランナー登録票（別紙様式１）及び第１１条に定める個人情報等に関する「秘密保持に関する誓約書」をサポートセンターに提出するものとする。

３　サポートセンター事務局が応募者の書類審査及びZoomによる面接を実施して、当該事業の理解度、専門性、支援実績、倫理性、協調性等を総合的に評価する。地域委員会に地域プランナー候補者を提出し、地域委員会の協議を経て選定、登録する。

（登録）

第５条　サポートセンターは、次に掲げる地域プランナーの情報を登録する。地域プランナーは、登録事項に変更があった場合は、遅滞なくサポートセンターへ届け出るものとする。

（１）氏名（通称名がある場合は本名及び通称名）

（２）連絡先の所在地及び電話番号等

（３）専門分野及び専門分野に関する職務歴、有する資格等

２　地域プランナーの登録期間は、登録された日から山梨県と中央会が締結した委託契約書の事業完了日までとする。

（業務の実施及び管理の方法）

第６条　地域プランナーの主たる業務実施場所は、山梨県内とする。

２　サポートセンターが必要と認める場合は、県域外に派遣することができる。

３　サポートセンターは、地域プランナー支援依頼書により支援対象者への支援を依頼する。

４　地域プランナーは、原則として派遣日から１週間以内に支援報告書をサポートセンターに提出する。

５　サポートセンターは、地域プランナーから提出のあった支援報告書の内容を確認し、必要に応じて今後の指導内容等について協議を行う。

（評価）

第７条　地域プランナー派遣時においては、企画推進員が同行し、支援内容を評価するとともに、支援終了後の支援報告書及び国の要領による評価を実施する。

（謝金及び旅費の支給）

第８条　謝金及び旅費は、請求書の内容を確認し、別に定める額を支払う。

（禁止行為）

第９条　地域プランナーは、次に掲げる行為をしてはならない。

　（１）経歴を詐称すること。

　（２）サポートセンターの禁止又は注意の指示に従わないこと。

　（３）サポートセンターの名誉を毀損し、信用を傷つけ又は利益を害すること。

　（４）サポートセンターが依頼した業務に関連して知り得たサポートセンター又は他の者の秘密を漏らし、又は盗用すること。

　（５）事業実施期間中の支援を行なった支援対象者から不当に金銭を収受すること。

　（６）サポートセンターの名称、略称若しくは呼称（以下「名称等」という。）、サポートセンターの事業の名称等又は地域プランナーの名称等をみだりに使用すること。

　（７）虚偽の報告をすること。

　（８）その他サポートセンターの業務執行に支障があると判断される行為を行うこと。

（寄稿・講演等の取り扱い）

第１０条　地域プランナーは、サポートセンターが依頼した業務に関連して新聞、雑誌等への寄稿、出版、講演等をしようとするときは、事前に承認を受けるものとする。

（秘密保持）

第１１条　地域プランナーは、業務を行うにあたり支援対象者の個人情報及び営業秘密（以下「個人情報等」という。）を取り扱うときは、誓約書の内容を遵守しなければならない。

（解任）

第１２条 サポートセンターは、地域プランナーが次の各号のいずれか一つに該当することとなったときは、解任することができる。

（１）第９条から前条までの規定に違反したとき

（２）正当な理由なくサポートセンターが依頼した業務を実施しないとき

（３）サポートセンターが依頼した業務を遂行できないと認められるとき

（４）サポートセンターからの信頼を著しく損ねたとき

（５）山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第２条第１号に規定する暴力団及び第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）並びに暴力団等と密接な関係を有する者であると判明したとき

（６）本人が地域プランナーの解任を申し出たとき

（７）登録期間を満了したとき

（８）本人が死亡したとき又は連絡がとれなくなったとき

（９）その他、サポートセンターの業務上やむを得ない事情が生じたとき

２　サポートセンターは、前項（１）から（５）まで又は（９）の理由により地域プランナーを解任する場合は、その旨を書面により通知する。

（損害賠償）

第１３条　地域プランナーが故意又は重大な過失により、サポートセンターに対して損害を与えたときは、サポートセンターは当該地域プランナーに対し、損害の一部又は全部について損害賠償させることができる。

（解任後の効力）

第１４条　次に掲げる事項については、地域プランナーが解任された後においても、なお、その効力を有するものとする。

（１）第９条（４）に定める秘密の漏洩及び盗用に関する事項

（２）第１０条に定める寄稿・講演等の取扱いに関する事項

（３）第１１条に定める秘密保持に関する事項

（４）第１３条に定める損害賠償に関する事項

（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、地域プランナーに関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和４年６月１日から施行する。